

## 栃木県行政改革推進委員会専門部会の設置について（案）

### 1 基本的考え方

「とちぎ行革プラン」に記載されている取組のうち、特に外部有識者等に直接御助言をいただくことで、より効果的な推進が見込まれる項目については、少人数のメンバーで構成する専門部会を設置して詳細に議論し、具体的助言をいただくこととする。

### 2 テーマについて

「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」（平成 22 年 12 月策定）の見直しについて

#### （1）「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」について

県の出資法人等のうち、県の関与が深く、特に重点的に指導を行う必要があるとして指定された特定指導法人（令和 3 年 8 月現在 28 法人）については、行政改革推進委員会の「出資法人等専門部会」から提出された報告書（「特定指導法人のあり方等について」）を受け、県として必要な見直しを行うための基本的な方針である「特定指導法人の見直し基本方針」（平成 20 年 3 月）を策定し、その後、県議会から申し入れがなされた「県議会県出資法人あり方検討会報告書」への対応を反映させ、同方針を改定した（平成 22 年 12 月）。

#### （2）専門部会での議論の必要性

方針の改定から 10 年あまり経過したが、この間、社会経済情勢の変化による県民ニーズの多様化、デジタル技術の急速な発展など、県の出資法人を取り巻く環境は大きく変化している。出資法人がこれらの時代の変化に柔軟に対応しながら、役割を最大限発揮し、効率的で質の良いサービスを提供していくことができるよう、改めて専門的な視点から、各特定指導法人の取り組むべき課題や県関与のあり方について検討する必要がある。

### (3) 専門部会での検討内容

- ①個別法人の「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」への対応状況及び新たな課題の把握・今後のあり方の検討  
「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」における個別法人の見直し項目への対応状況や、新たに生じている課題等を把握・整理するとともに、個別法人の今後の望ましいあり方を検討する。
- ②「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」（総論部分）についての見直し・検討  
「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」における全体的事項（総論部分）について、社会経済情勢の変化を踏まえた内容への見直しを検討する。

### (4) 県の対応

専門部会での議論を踏まえ、委員会から報告書（「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」の見直しに関する提言）をいただき、それを基に、見直し方針を再改定する。

## 3 構成員

各委員の意向を伺った上で会長が指名する。（5名程度）

#### 4 スケジュール等

	時 期	会 議 名	内 容
令和 3 年度	8月5日	第1回行政改革推進委員会	部会の設置
	9月中旬	第1回専門部会	特定指導法人の基本方針（改定）への対応状況、ヒアリング対象法人の選定について
	10月下旬	第2回専門部会	特定指導法人ヒアリング（第1回）
	11月中旬	第3回専門部会	特定指導法人ヒアリング（第2回）
	12月中旬	第4回専門部会	特定指導法人ヒアリング（第3回）
	1月中旬	第5回専門部会	特定指導法人ヒアリング（第4回）
令和 4 年度	7月	第1回行政改革推進委員会	（専門部会の中間報告について）
	4～10月	第6回専門部会	課題整理（総論・個別法人の課題）
		第7回専門部会	課題整理（総論・個別法人の課題）
		第8回専門部会	専門部会報告書（素案）について
		第9回専門部会	専門部会報告書（案）について
	12月上旬	第2回行政改革推進委員会	専門部会報告書の決定

【参考】栃木県行政改革推進要綱（抄）

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。